

千葉県建築基準法施行細則の一部を改正する規則の概要

令和6年11月

千葉県県土整備部都市整備局建築指導課

1 改正の理由

千葉県建築基準法施行細則(昭和39年千葉県規則第12号。以下「施行細則」という。)は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)、建築基準法施行条例(昭和36年千葉県条例第39号)及び関係法令の施行に関し、必要な事項を定めたものである。

令和6年6月19日に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の制定に伴う法の改正により、国や県等の建築物の計画通知に対する審査・検査等に係る指定確認検査機関の活用等の改正が行われたことから、規定の整備を行った。

2 改正内容(別添新旧対照表参照)

施行細則第18条第4項において引用している法の項ずれを修正した。

法改正により第18条第4項が新設され、国や県等の建築物についても、指定確認検査機関が確認済証を交付することが可能になった。施行細則第18条の2第2項ただし書の認定工事完了届は、確認済証の交付を受けた場合に提出不要としているため、当該完了届を提出不要とする場合に、法第18条第4項の規定による指定確認検査機関から確認済証の交付を受けた場合を追加した。

3 施行期日

令和6年11月1日